愛知教育大学附属岡崎中学校 校長 江島 徹郎

緊急時における連絡機器の追加について

春寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。日頃は、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、本校では、全国子ども会連合会などが推奨する携帯電話(docomo:キッズケータイ、KDDI: mamorino、SoftBank:みまもりケータイ、キッズフォン)に限り、所定の手続きを経たうえで所持を認めています。

しかしながら、昨今、登下校における安全確保の必要性が高まっていることから、生徒会役員を中心に 前述の携帯電話に加え、フィーチャーフォン(ガラケー等)、スマートフォンの追加を検討してきました。

そして、試行期間と生徒会での議論を受けて、来年度4月から連絡機器の追加を決定しましたので、お知らせいたします。ご理解とご協力をいただきたく存じます。

記

- 1 追加で所持を認めるもの フィーチャーフォン (ガラケー等)、スマートフォン
- 2 目的
 - ・緊急時の安全を確保するため
 - ・機器契約時の選択の幅を広げるため ※本件における「緊急時」とは、災害や不審者との遭遇など、身の安全を確保すべき時です。
- 3 所持のルール裏面「誓約事項」参照
- 4 所持までの流れ
 - ①新2、3年生は4月5日(金)に、新入生は4月4日(木)に、「携帯電話所持の申請書(令和6年度4月以降版)」を配付します。(全家庭にお渡します)
 - ②お子さまとよく相談し、裏面「誓約事項」に記載してあるルールをご確認のうえ、必要事項を記入(保護者自署)して、お子さまを通じて、担任へご提出ください。
 - ③学級担任が、「携帯電話所持の申請書(令和6年度4月以降版)」を受け取り、学校長から承認されたのち、受理確認が記入してある「携帯電話所持の申請書(令和6年度4月以降版)」を担任から受け取ることで、手続き完了です。
- 5 その他
 - ・提出された「携帯電話所持の申請書(令和6年度4月以降版)」のコピーを、学校で保管します。
 - ・所持申請をしていない連絡機器の持ち込みは認めません。必ず申請をお願いします。
 - ・本件に際し、心と体の健康、お金の面で安全・安心が保たれること、また附中生としての品位 ある行動が必要だと生徒会の議論の場で伝えています。申請の際には、所持の目的・使い方に ついてご家庭でもご検討ください。

※本案内は、3月8日(金)ウェブサイトに掲載し、新入生にも伝えます。

【問い合わせ先】

愛知教育大学附属岡崎中学校 教頭 電話 (0564)51-3637 FAX (0564)54-4518 E-mail:f-oka-jh@auecc.aichi-edu.ac.jp

携帯電話所持の申請書(令和6年度4月以降版)



次の【誓約事項】に同意しますので、令和7年5月末まで、学校に携帯電話を持たせることの許可を、申請します。

- ・登下校中は、かばんにしまいます。緊急時の安全確保にかぎり使用します。
- ・学校内では、電源を切ってかばんにしまったうえで、ロッカーに入れ、鍵をかけます。
- ・機器の貸し借りはしません。
- ・携帯電話の破損・紛失・情報の漏洩等は自己責任とします。
- ・所持に関しては、各家庭でよく話し合い、最終的には保護者の判断、責任とします。
- ・上記誓約事項を遵守できない事態が発生した場合は、許可を取り消すことに同意します。
- ・トラブルの際は、すみやかに保護者・教員など、身近な大人に相談します。
 - ※参考 ~携帯電話を使用するうえで意識すべきこと~
 - ・携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理する。
 - ・使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合う。
 - ・フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない 工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をする。
 - ・インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる 関係機関を知ったうえで使用する。
 - (例) https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf

◆申請機種(チェ □キッズケータ □フィーチャー □スマートフォ ◆申請理由	イ フォン(フ		1		語済みの機種が 新たに申請をも	から変更が お願いします。		
					申請日	令和6年	月	日
		申請者	保護者名			(伢	R護者自署	롤)
		生徒名	年_	組	番			
受理確認 令和6年	月	日 <u>学級担</u> <u>生徒指</u>						